

ハンムラビ時代に於ける共同經營體制としての

tappûtum に就いて

中原 與茂 九郎

一

西紀前二千年頃の古代バビロン社會には既に今日の營利會社と同性質を有する共同經營體制が存在し、經濟機構の重なる因素として、當時の有産者によつて盛んに運用され、その利益收得機關となつてゐた。而して此共同經營體制は、後述する如くバビロン第一王朝(2169-1870 B. C.)治下に著しく商業資本主義化したバビロン社會に於ては生産企業よりは、むしろ、主として、交易企業即ち商事會社形態をとつてゐる。當該共同經營體制は爾後バビロニアに盛衰興亡した幾多王朝の交替といふ政治的變遷とは殆んど無關係に都市商業ブルジョアによつて運用發展せしめられ、例へば、首都バビロンに於てはアッスリア帝國のセンナケリブ Sennacherib (688-681 B. C.)王時代頃にエギビ Egihi なる有産家によつて創立せられし、一族合資によるエギビ商會の如き、新バビロニア王國(625-538 B.

(1) ペルシヤ帝國(539-331 B. C.)時代に於ては國家の借款に應じてゐるが如き大金融財閥を産出し、又大都市ニッブールに於ても新バビロニア王國時代に一族出資によるムラツシユ *Murassu* 商會の如き同様な金融大財閥を産出してゐる。(2)

ウル第三王朝時代(2408-2301 B. C.)よりバビロニアの商業は世界貿易の傾向を強め、バビロン第一王朝時代には西河地方の大都市は古代東方世界に行はれた世界貿易の中心となり、東はエラム *Elam* (今日の西南ペルシヤ)西方はスリ *Suri*、アムル *Amuru* (今日のシリア、パレスタイン)北西は小亞細亞の東部に互る地方と隊商による陸路貿易關係が結ばれてゐる。(3)バビロン第一王朝時代にナイル河畔のエヂプトと直接貿易が行はれたか否かは疑問であるが、バビロン第一王朝崩壊後バビロンを首都として建國したところのカッシイト王朝 *Kassite Dynasty* のブルナブリヤス *Burnaburias* (ca. 1545-1530 B. C.)王時代には第十八王朝治下のエヂプトと直接貿易が行はれてゐたことはアマルナ *Amarna* 文書によつて認識せれる所である。世界貿易によつて巨利を博したものは首都バビロンを始めとし、大都市に於ける商業ブルジョア階級であり、而して世界貿易は彼等の組織したる商事會社によつて主として行はれたことも推察するに難くない。次にバビロン第一王朝時代に成立した共同經營體制たる *tappatum* に就いて考察せん。

(1) A. H. Sayce, *Babylonians and Assyrians*, London 1900, p. 182

(11) B. Meissner, *Babylonier und Assyrier*, Heidelberg 1920, Bd. I, S. 353

(12) L. W. King, *History of Babylon*, London 1914, p. 182f.

二

共同經營體制を *tappatum* と云ひ、その成員即ち、出資者を *tappu* といふ。初めに語義を調べよう。*tappu* と讀まれる文字は、水平に平行せる二本の楔狀線より成る簡單なる文字である。シュメール語では *tab* 又は *min* と讀まれ、「二」を指示する所謂指事文字である。「二」より轉注して、「同僚」「仲間」を意味す。此文字は新バビロニア王國時代には *barānu* とも讀まれるようになり、又文字も此文字の代りに義字 *KAS* が用ひらるゝようになった。⁽¹⁾ 義字 *KAS* は水平に平行せる二楔狀線に同じく平行せる二本の楔狀斜線が交つて形成されたる指事文字で、シュメール語では *kašān* と讀まれ、バビロニア、アッスリア語では *barānu, sirru* と讀まれ、「路」を意味し、轉注して、「旅行」「隊商」の意味も有つてゐる。因に舊約聖書創世記に出てくる、アブラハムの傳説で有名な北方メソポタミアのハラシなる地名 *maru* (*Barān*) には此文字が用ひられてゐるが、此の地が交通の衝にあたり、隊商の行き交ふ地といふので此名が與へられたものであらう。

tappatum は *tappu* より派生した語で「仲間の關係」即ち「聯合」「結社」の意をもつてゐる。今法制上の用語として用ひられる場合、即ち二人以上の人が契約して *tappatum* を組織することを *tā-*

pūtum epēšu と云ふ。 tappūtum epēšu を具體的に云へば、定款 fēnu を作成し、事業遂行に必要な營業資本 ummānu or ummi ḥarrāni を醸出する行爲である。

* ベビロニア、マッシュリア語では資本を表現する語としては是等二語の外に、 umnu, kīnu, kakkadu or kakkad kaspi, kasap tamkari, reš makkiri の諸語がある。 umnu は「母」と云ふ語義をもたゞ、母の性的機能の聯想より轉注して、利潤を産み出す資本 Grundkapital をも意味する (C. Bezold, Babylonisch-Assyrisches Glossar, Heidelberg 1926, S. 38.)。 ummi ḥarrāni ḫ ḥarrānu 卽 tappūtum 創立のための資本の意味である。 (C. Bezold, *ibid.* S. 38; F. Delitzsch, *Assyrisches Handwörterbuch*, Leipzig 1896, S. 291.)。 ummānu ḫ umnu より派生した語で、營業資本、投下資本 Anlagekapital と云ふ。 (Muss-Arnolt, *Assyrisch-Englisch-Deutsches Handwörterbuch*, Berlin 1905, S. S. 54, 58.) kīnu は本来の語義は財布であるが轉じて運轉資本 Betriebskapital の意となつた。 (Bezold, *op. cit.*, S. 146) kakkadu or kakkad kaspi は利子を伴はざる資本卽無利息資本 Kapitalsumme ohne Zinsen と云ふ。 (Bezold, *ibid.*, S. 246.)。 reš makkiri ḫ rešu 「頭」塊」 makkiru 「財産」の複合名詞で固定資本を意味してゐるものと思はれる。 (Bezold, *ibid.*, S. 251.)

次に tappūtum の組織に關するハンムラビ王 Hammurabi (2067-2025 B. C.) 時代の資料を掲げよう。

「Erib-Sin u Nir-Samas u ḫ tappūtum を組織せよ、 tappūtūn ḫšunum。 彼等はシャヤーシハの

神殿に來れり。彼等は定款 *temu* を作成せり。銀、商品、奴隸、女奴隸、路上にあるもの *sa parāni* 街上にあるもの *sa sukī* (利益は如何ならうとも) 等分に彼等は分配せり (*nemelum mala*) *nitharīs izuzu*。彼等は彼等の契約 *anaktu* を實行せり。銀は銀、奴隸、女奴隸、路上にある、街上にある商品、口から利益 *ekū pī adi nemelim* 兄は弟と争はざるべし。シャマーシユ、マルカト、マルツツク、ハンムラビによつて誓言せり。十七人の證人名⁽¹¹⁾」

「*Sili-Iskar* と *Irbam-Sin* とは *tappūm* を組織せり。彼等はこれを明にするため判官を訪ねてシャマーシユ神殿に來れり。シャマーシユ神殿に於て判官は正しき判定を彼等に與へたり。よつて彼等は資本を投下せり *ummānim ipluum*。奴隸 *Iustanas-Šamas*、女奴隸 *Išimam* は *Irbam-Sin* の配當 *Situ* なり。奴隸 *Išīna-Itum* 女奴隸 *Amannalamassi* は *Sili-Iskar* の配當なり。彼等は分配せり。シャマーシユ及シンの神殿に於て彼等は誓言せり。各々互を潔めたり。訴訟のため彼等は歸り來らざるべし。互に異議を申し立つべき何等の異議なし。シン、シャマーシユ、マルツツク、ルガルキヌナ、ハンムラビ王によつて彼等誓ふ。八人の判官名。ハンムラビ王三十四年アダル(第十二)の月。』⁽¹²⁾

是等二個の資料は南部バビロニアの大都市ウルク *Uruk* より發見せられたものにして、*tappūm* の利益配當の決算表である。先づ二、三の熟語の説明を爲さねばならぬ。「路上にあるもの」とは *tapp*

utum によつて庸はれたる代理人 *Daī, Katati, or šamallu* によつて行商販賣中の商品と云ふ意味で、「街上にあるもの」とはウルク市の市場にて販賣中の商品を指したものである。^(四)「等分に分配せり」とは *tappūtum* の特質を示せるものであつて、普通には「利益は如何程であつても」*neṁelun mala* と云ふ語が加へられるのが完全なるエキस्पレンションである。^(五) 即ち *tappā* は同額の出資者であるのだから、*tappūtum* の事業より生ずる利益は一切等分に *tappā* 間に分配せられねばならぬ。故に「等分に分配せり」とは *tappūtum* の定款に従つて行はれたる利益配當の方法である。「口より利益まで」は常用熟語で普通には「口より金まで」*estu pī adi hurasi* が使用される。「口」は定款に規定されたる契約 *amānu* 「言葉」を意味し、「金」とは金の如き價值あるものと云ふ意味で、「口より利益まで」「口より金まで」とは定款の規約と利益分配に就いてと云ふ義である。^(六) 第二資料中の「彼等は資本を投下せり *um-mānin ṣplunu (m)*」は「彼等は等しき資本を投下せり *um-mānin niṭṭarīs ṣplunu (m)*」の意味である。今假に、第二資料にある一人の奴隸と一人の女奴隸の價格を當時の通貨に換算して見るならば、奴隸一人の公定標準價格は銀まな即二十シケルであるとハンムラビ法典は規定してゐる(第二百五十二條)。奴隸及女奴隸の年齢、體格、容貌等によつて價格に差等のあることは勿論である。ハンムラビ時代の奴隸賣買の記録が多數殘存してゐるが、契約證文のうちに單に「完全なる價格にて買ふ。」とのみあつて價格の數詞の記されてないものは公定相場の銀二十シケルで賣買されたと見てよい。女奴隸

の價格に就いては、四個の契約證文が、Kohler-Ungnad 共著になる「ハンムラビ法及資料集」の第三卷中に記載されてゐるが、それによると一人の女奴隷は一〇シエケル (Nf. 423)、一人は一〇・五シエケル (Nf. 424) 一人は一八・五シエケル (Nf. 426) 一人は二〇シエケル (Nf. 427) で賣買されてゐる。大體に於て女奴隷は男奴隷よりも幾分安價であつた。銀一シエケルはこれを今日の價値に換算すれば英貨約三シリング邦貨約壹圓五拾錢である。銀一シエケルは當時の賃勞働者三十日分の賃銀に相當した。^(八)

上述した二個の利潤配當の決算表及其他によつて知らるゝ tappatum の組織に就いては、

一、共同經營者は tappatum の定款を作成すること、而して當該定款には

イ、共同經營事業の目的

ロ、各自等額の資本を投資すること、

ハ、利潤の等分配當

ニ、決算表を作成し、之を裁判所に届出ること

ホ、裁判所に於て、判官、證人の面前にて、決定せられたる利潤配當に對しては向後異議を申し立てざることを誓約すること等が規定される。

二、裁判所に tappatum 設立を登録すること、

三、定款に従ひ等額の資本の醸出投資、

四、事業の經營、

五、定款に従ひ利潤の等分配當

の諸事項が推察せられる。而して決算表は年一回作成され、裁判所への届出は訴訟手續の方法をとる。^(九) *tappatum* の事務は *tappu* 自身が行ふ場合と代理人 *bel-karati*, or *samalu* が之を行ふ場合とがある。^(一〇) *tappatum* の解體 *girru patrat* は裁判所に届け出でられる。

ハンムラビ法典は *tappatum* に關しては何等の規程をも其條文中に記してゐないが、現存のハンムラビ法典には第六十六條より第九十九條までの三十四ヶ條が碑石の破損によつて失はれてゐるので、^(一一) 其内八ヶ條はハンムラビ法を記銘した文献の斷片等によつて恢復されてゐる——C. H. W. Johns も云つてゐる如く、恐らく、是に關する規程は其失はれた條文中に記されてゐたものであらう。

次にハンムラビの次王サムスイルナ *Samsuilna* (2024-1987 B. C.) の治世四年第八月 (*Warahsamnu*) 四日の日附をもつた *tappatum* の決算表を擧げよう。^(一二) これによると、

1 gan 30 sar の田地 *eklum* は *Migrat-Sin* の子 *Minnam* への配當 *situ*、*1 gan 30 sar* の田地は *Hir-sukkalli* の子 *Sili-Isceer* 及其弟 *Awil-Isceer* への配當、*1 gan 30 sar* の田地は *Ubar-Sin* の子 *Idin-Sannas* と其弟への配當となつてゐるが、「貯水池 *arru* は其廣を如何にかんはず *mala basu* 分配せられず、彼等は共同に水を使用すべし。彼等は完全に一致して利潤 *nemelum* を分配せり。彼等はそれを變更

せざるを誓約せり」とある。

當該決算表によると、其收益たる田地は等分に分配されるも、灌溉用の貯水池は *tappatum* に屬し換言せば *tappu* の共有財産として、分配されてゐない。かくの如く處置は等額資本の投資による一切の収益を等配分するといふ *tappatum* の性質より觀れば當然の處置であつた。而して此 *tappatum* の *tappu* は *Minam*, *Sili-Istar* と其弟 *Awil-Sin*, *Iidin-Samas* と其弟との五名であるが、収益の分配は三組に行はれて五名の者に個々には行はれてゐない。これは當該 *tappatum* の資本が五名より各自によつて出資されたものでなくて、三系より出資されたことを物語るものである。而して此事は小資本より大資本へと資本の合同増大の状態を示すものであるが、その資本合同増大の方法は各人の應分投資といふが如き無條件的資本合同ではなく、等分なる投資額と等分なる収益分配といふ *tappatum* の性質によつて限定されたる、謂はゞ合資の合同と云ふ段階的資本合同の形式をとつてゐる。*agan* 30 sar の田地は *Sili-Istar* とその弟 *Awil-Istar* の共有財産として配當せられたのである。彼等兄弟が如何なる割合で此配當田地を各自の所有としたかは、この決算表では判らない。こゝに出てゐる *Sili-Istar* と其弟 *Awil-Istar* とは彼等兄弟のみで出資し合ひ、多くのウルク *Urku* 市の住宅地を購買してゐるが、其等を記した多數の記録は現存してゐる。^(一三三)

Sili-Istar は南部バビロニアの都市ウルク(今日の Warka)の一ブルジョアであつた。彼の残した

契約證書に書き記される日附によつて、彼の活動したる時期はラルサ Larsa の國王リイムシム Rim-Sin (2038-2038 B. C.) 時代より、彼を滅して名實共にバビロン統一王國を建設した第一王朝第六代の國王ハンムラビ (2067-2025 B. C.) の末期十三年間を通し、第七代王サムスイルナの治世十年頃までの約二十五年の間であつた。彼の父を Hi-sukkali 母を Lamassun と云ふ。彼には四人の弟と二人の妹とがあつた。^(一四)彼の父はウルク市の資産家であつて、同市の資産家 Ubar-Sin と tappatum を設立して其資産を増してゐる。^(一五)彼の母は Assin と稱せらるゝ都市のブルジョアたる Abium の女にして、^(一六)多額の持參金 seritu を持つて Hi-sukkali の許に嫁して來たらしく、彼女がハンムラビ王の三十四年アダルの月(第十二の月)に六人の子女の中、末の三人の息子に分配した財産は三男の Sili-Samas² には奴隸一人と銀十シケルを、四男 Sin-tumballi³ には銀十シケルと別に結婚費⁴ Ubatu として銀十シケルの計二十シケルを、末子 Tarbum には銀十五シケルを、總計銀四十五シケルと奴隸一人とを分配してゐる。奴隸一人の公定標準價格は二十シケルであつたから、之を銀に換算すれば彼女の三人の末の子に分配した財産高は六十五シケル即一マナ十五シケルであつた。^(一七)彼女が長男、次男長女、次女の四人へ分配した財産高は知り得ないが、長男⁵ Sin-Idar が或記録に於て、「我が母よりの銀にて買ひし」と述べてゐることによつて、^(一八)又ハンムラビ法典中の母の持參金は母の死後その子女に分配さるべしとの規定に従つて、^(一九)四人の子女が母の財産分配に與つてゐることは確かである。而して

四人の分配高が三人の分配高よりも多かつたことは三名への分配率が長幼の順に従つて遞増してゐることによつて想像されうる。富裕なる家督を繼いだ Sili-Istar は彼の父の共同經營者 Ubar-Sin の子 Irban-Sin と tappatum を組織し、奴隷貿易業に従事したことは既述の楔狀泥章文獻によつて知らるゝ所である。⁽¹¹⁰⁾

ハンムラビ王の三十四年アダルの月(第十二の月)の日附をもつた楔狀泥章文獻によれば⁽¹¹¹⁾ Irban-Sin 及其弟達は彼等の tappā たる Sili-Istar と其弟 Awilili に對して收益配當に關する財産返還請求の訴訟を起してゐる。其理由は Sili-Istar と其弟 Awilili とが 一 sar の建物附敷地 E. R. n. A と 二 sar の宅地 E. Nun = kumnu とを購買したるに對して、⁽¹¹¹⁾ Irban-Sin は此行爲を以て Sili-Istar が tappatum の共同資本金 ummi harāni を祕密に融通し、その利益を着服したものと斷定したからであつた。Irban-Sin 等によつて起された訴訟に對して、Sili-Istar はシャマーシェ神殿の法廷にて「我が母よりの銀にて買ひしものにて、共同資金にて買ひしものに非ず」と釋明し、判官の審理も亦、彼の辯明を是認し、Irban-Sin 及其弟達は家屋、宅地に關して何の權利をも有ち得ざることが判決された。而して彼等は將來訴訟を起さるゝことを國王によつて誓つてゐる。けだし、當該訴訟は利益の等配當と云ふ tappatum の規約を基礎として起されたものと思考せられる。

(1) C. H. W. Johns, *Babylonian and Assyrian Laws, Contracts and Letters*, Edinburgh 1904, p. 287.

前節に於ては *tappātum* の性質及機能に就いて述べたが本節に於いては *tappātum* によつて經營せられた事業の種類に就いて考察して見たい。バビロン第一王朝時代の現存資料によつて知らるゝ *tappātum* の對象となつた事業は、奴隸、家屋、宅地、田畑の他に、手藝品、香油、穀物、羊毛等の加工的或は自然的商品の賣買の如き商事會社的性質を帯びたもの多く、工業的生産企業は比較的少い。ただし、これは商業資本主義化したバビロン社會の商業的性質を反影せるものであらう。*tappātum* の對象となつた手工業的企業に於ては共同投資者即ち *ṭappān* は生産に従事する職工(奴隸)と生産原料とを出資した。(一)ハンムラビは其法典に於いて(二七四條)手藝職工 *mār ummānīm* 陶工 *awīl GAB. A.* 裁縫工 *awīl KAD.* 石工 *purkūlm* (二)鍛冶工 *nappābūm*、大工 *awīl nagārūm*、製革皮工 *SA.* 船大工 *addūbūm*、建築大工 *banān* 等の公定標準賃銀を規定してゐるが、是等職工の賃銀は賃労働者 *awīl Agrum* のそれと比較すれば同等か或はそれ以下である。賃労働者の一日の賃銀 *idum* は晝間の長い第一月(*Nisanu*) 現今の曆にすれば三月中旬より四月中旬まで)より第五月(*Abu*、七月中旬より八月中旬)までは銀六シエロであり、晝間の短くなる第六月(*Edum*)より第十二月(*Addaru*)までは銀五シエと規定され(二七三條)、職工の賃銀は五シエか四シエと規定されてゐる(二七四條)。これは云ふまで

もなく當時の生産關係に於ては農業が手工業より主要置位を占めてゐたことを示すものであらう。時代が遙かに降つて、西紀前八、七世紀のアッスリア帝國時代になつて工業的産業が隆盛となつてからは「職工 *ummanu* は國家支配の頂上を歩む」とか「國王が彼等を無視すれば國家を失はねばならぬ」とか稱せられるようになったが、バビロン第一王朝時代には手工業的生産業は農業的生産業に比して經濟的重要性は下位にあつたと考へられる。生産器具の發達幼稚であつた農業に於ける生産手段の主要素は人間勞働力であつた。又都會に於ける諸生産業に従事する職工の多くは奴隸身分のものであつた當時の奴隸所有者がその奴隸をして諸種の技術を學ばしめてゐる記録は多く現存してゐる。この重要な勞働力及技術を供給する奴隸の賣買或は貿易が *tappatum* の重要投資對象となつたのは當然であつた。奴隸の價格に就いては前述せし如く、ハンムラビ法典中に其公定標準價格(二〇シケル)が規定されてゐるが、バビロン第一王朝時代に賣買された奴隸の最高及最低價格にして、今日知られてゐる資料によれば八四シケルと五シケルとである。尙ほ奴隸に就いては後に述べる。

農業に於て人間勞働力と相並んで重要生産要具となつた家畜(牛)の賣買も *tappatum* の投資對象となつた。^(五)

田畑の賣買業が充分なる利益をもたらす事業として *tappatum* の投資對象となつたことは商業資本主義の村落にまで侵滲したことを示すものであらう。又都市に於ける家屋宅地の賣買が多大の利益を

もたらずものとして *tappatum* の投資對象となつたのは政治的又商工業的中心地たる都市の地價が田畑のそれに比して遙かに高價であつたことによつて容易に理解される。バビロン第一王朝時代に於て都會と田舎との地價は一サル *sar* につき平均比率は 325:1 であり、ニップール *Nippur* に於ては、ハムラビ時代に兩者の地價比は一サルにつき約 300:1 であつた。即ち十シエケルの地價をもつた九百サルの郊外田畑がニップール市内の建物附宅地一サル四ギン *gin* に相當した。(七) 因にバビロニア、アッシリアに於て使用せられた地積單位は

$\text{še} \approx \text{ca. } 0.2 \text{ square metre}$

$\text{gin} = 3 \text{ še} \approx \text{ca. } 0.6 \text{ s.m.}$

$\text{sar} = 60 \text{ gin} \approx \text{ca. } 35 \text{ s.m.}$

$\text{gan} = 1800 \text{ sar} \approx \text{ca. } 53000 \text{ s.m.}$

(八) であつた。前述したウルク市のブルシエアー *Sin-Istar* と其弟 *Awilim* との *tappatum* が買收したるウルク市の家屋宅地の賣買契約書は二七個も現存してゐる。

(一) *cp. Johns, op. cit., pp. 291, 292.*

(二) *B. Meissner, op. cit., S. 229.*

(三) *Kohler und Ungnad, op. cit., Nr. 429.*

(四) *ibid., Nr. 424.*

- (五) Kohler und Ungnad, Bd. V. Nr. 1186.
- (六) L. Delaporte, Mesopotamia, London 1925, p. 112
- (七) Kohler und Ungnad, Bd. IV. Nr. 1067.
- (八) Kohler und Ungnad, Bd. III. S. 267. 以下。

四

最後に *tappūm* の有するバビロン社會の經濟機構に於ける意義を述べて擱筆したい。

近年著しく進歩したメソポタミア地方の古都市發掘事業は一個の重要な考古學上の新事實を提示した。即ちチグリリス、ユフラタス兩河間の沖積平野に存在した古都市(例へばウル⁽¹⁾)は村落より町、町より都市への如き漸次的發展を辿つた證據はなく、初期銅器使用人民はケムブリツデ古代史の年表によれば西紀前約五〇〇〇年以前にユフラタス河岸に都市を造營し、爾後都市と村落とは對立的關係に置かれ、後者が單なる部族的村落共同體として農牧に従事したるに對し、前者は政治的軍事的中心としてのみならず、商工業即ち生産業の中心として發達したことであつた。⁽²⁾ H. Schneider 教授も指摘してゐる如く、バビロニア、アッスリア諸國王對都市共同體の鬭争はバビロニア史上一個の主要事件であつた。またバビロニア文化は一個の都市文化、一個の僧侶的——市民的文化和稱せらるゝ程で當該文化の發展は僧侶と市民との手によつて行はれたと解されるのである。⁽³⁾

經濟關係に於て商業の擴充發展の契機となるものは、交換媒介として貨幣の使用である。兩河地方

に於て交易媒介として金屬貨幣の使用は、今日文獻によつて知りうる所ではラガシュの國王エンケガル Enkhegal (ca 3100 B. C.) の時代で銅 urudu がこれに當てられた。^(三)しかし、これは文獻に記録された現存資料によるデータであつて、金屬(銅)貨幣使用の起源はこれより更に古に溯りうるわけである。銀 Kaspu が貨幣として盛に使用されるようになったのは西方の銀産地方(Taurus 山脈)と直接交渉の行はれ出したアツカード帝國時代(2751-2568 B. C.)頃であるが、これより先きアツカード帝國の創立者サルゴン(Sharrukin, Sargon)の競争者であつたウルク國王ルツアツギシ Lugalzagesisi によつて滅亡されたラガシュの國王ウルカギナ Urkagina は其碑文中に「若し國王がその臣下の家を買はんと欲するならば、其臣下の心が満足する丈の銀を支拂はねばならぬ」と記してゐるによつても、銀貨の使用がアツカード帝國時代以前に始められたことは明かである。金 Harasu も稀ではあるがアツカード時代より貨幣として使用されるようになった。世界貿易の盛んに行はれたウル第三王朝時代(2400-2301 B. C.)には銀貨の流通は一層普及し、バビロン第一王朝時代(2169-1870 B. C.)には印刻銀貨 Kasâp Kanîku が使用せらるゝに至つた。^(四)Kanîku or Kanaku は「刻印」「打刻」の意である。アツカード時代及ハンムラビ王時代に於ける金、銀、銅の價值比率は、C. Thompson 博士に従へば、^(五)

金 銀 銅

アツカード時代 一九二〇 二四〇 一

ハンムラビ時代に於ける共同經營體制としての Euphratum に就いて

ハンムラビ時代 一四四〇 二四〇

金と銀との比はアッカド時代には金は銀の八倍、ハンムラビ時代には六倍であつた。

貨幣の標準は $\frac{1}{2}$ shekel, mine (or mane), talent の四種に區分せられた。その重量は次の如くであ

(六)

she $46\frac{1}{2}$ mgr.

shekel (sum. gin) = 180 she 8,4gr.

mine (sum. mana) = 60 shekel 0,5kgr.

talent (sum. gun) = 60mine 30,3kgr.

アッカド帝國時代頃より擡頭した都市ブルジョアは世界貿易の開かれたウル第三王朝時代に其勢力を確立し、交通の便と國內治安の保證せられたバビロン第一王朝時代に至つて愈其優越性を増大し、ハンムラビ王の末年、王によつて制定發布せられた法典中に其權利は法律化せられることゝなつた。I. W. King はハンムラビは時代の必要に應じて法典を制定發布したと述べてゐるが、實にハンムラビ法典は從來バビロン第一王朝治下のバビロニア社會を指導支配して來たアモリ族中心といふ種族的貴族主義の瓦解崩潰せんとするに支柱活力を與へんとするアモリ族より成る政治的支配階級の必死的要求によつて作られたものと解釋せらるゝが、同時に當該法典は種族的貴族主義を其根底より動

搖危殆に傾せしめつゝあつた政治的被支配階級に屬した都市ブルジョア一の經濟力の法的是認を政治的支配階級をして餘儀無くせしめねばならなかつた所のバビロン社會の過度狀態を反映せる立法であつた。こゝではハンムラビ法典の考察は課題外のことである故に深く論及することは出来ないが、兎に角く、ハンムラビ法典の發布實施によつて、表面上凱歌を擧げたものは特權維持に成功した政治的支配階級であつたけれども、法典制定によつて一層實質的成果を收め得たものは都市ブルジョアジであつた。都市ブルジョアジの獲得した權利は政治的のものではなかつたが、彼等の既有せる經濟的實力の一層效果的行使を可能ならしむる契機となる性質のものであつた。

バビロン第一王朝治下の政治機構の一切の樞位を獨占してゐたものは王朝樹立民族アモリ族 Amorites のアウエールム階級に屬する者であつた。當時バビロン社會には三階級が存在してゐた。(一)社會の上層にアウエールム階級 awêlum, or amêlum, (二)中間にムシケーム階級 mushkênum, (三)下層に奴隸階級 wardum-antum が存在した。前二者は自由民で第三者の所有者であつた。

多くの學者も認めてゐる如く、アウエールム階級の成立契機は征服と建國とであつた。従つて成立當初の當該階級の性質は種族的貴族主義的であり、この種族的貴族主義イデオロギイがバビロン社會の指導原理となつた。此事はアウエールムの語義を理解することによつて一層明瞭となる。 awêlum or amêlum とは「人」と云ふ義である。此語の語源は古代アラビア語の 'ulu, ulai, 「貴族」と同語根と

考へられる。^(八) 西方アムル Amuru の地方(今日のシリア、パレスタイン地方)より兩河地方に民族移動を行ひし、セム人種 Semites の一派、遊牧民族アモリ人 Amorites (*awēl Amuru*, 「アムルの人」)の意、或學者はカナン人 Canaanites とも稱す。)は北部バビロニアのアッカド地方 Akkadum に移住し、先住民たるアツカード・シュメール混合人民を征服し、バビロンに據つて所謂バビロン第一王朝を樹立した。この建國の際征服者としてのアモリ人が被征服民族に對して自らをアウエールム「人」と稱し、彼等をムシュケエヌム *muskennum* 「歸順するもの」と賤稱して、われに非ざるものは「人」に非ずとの勝利者的優越感を表示したのが階級名としてのアウエールム及ムシュケエヌムの起源であらう。文化程度より云へば被征服人民の方が征服人民たるアモリ人より遙かに高く、後者は前者の文化を採り用吸收せねばならなかつた。ハンムラビ時代の文獻に「マルツツクが生命を賜ふところの人」^(九) *awēlum sa Marduk ubalissu* といふ敬稱が國王及高官に共通して使用せられてゐた事は國王も亦アウエールム階級の一員であつたことを示すものである。宗教と經濟力を並有してゐた神殿の僧侶がアウエールム階級に屬してゐたことは論を俟たない。バビロン王國の創立者スムアブム *Sumu-abum* に統率されて建國の大業に従事したアモリ人がバビロン王國の社會の上層に位し、王國の政治機構の樞位を獨占したことは云ふまでもない。建國の大業に參與したものが其武勳によつて國王より賜與された大小の功田 *ekēl ilku* を所有する大領主 *bel ekim* として富裕だつたことも容易に想像される。しかし時代の

經過に従ひ、彼等の中には失態、不運、借財等によつて地位と富とを失つて行くものも尠からず生じてきた。このアウエールム階級一角の没落の契機をなすものは都市ブルジョア⁽¹⁾の商業資本主義の伸張であつた。商業資本主義に依る都市ブルジョアの經濟的實力はアウエールム階級の排他的貴族主義を弛緩せしめ、又アウエールム、ムシケケ⁽²⁾ヌム兩階級間に嚴然と存在した民族的或は征服被征服關係より生ずる差別感を解消せしむるに至つた。即ちムシケケ⁽²⁾ヌム中の富裕者は金爵結婚或は買官職によつてアウエールム階級に上昇することが出来るようになり、從來アモリ人のみ成員としたアウエールム階級にムシケケ⁽²⁾ヌム階級たる被征服民の要素が加はることとなり、アウエールムの種族的純粹性が失はれることとなつた。ハンムラビ時代に行はれた買官職の記録は現存してゐる。例へば僧官たる *pasin* の價格は銀十シケケルであつた。⁽¹⁰⁾ 金爵結婚に就いては、その結婚に於て最も重要な性質をもつ持參金 *serikun* に關する法規がハンムラビ法典中に詳細嚴密に規定されてゐる。

次にムシケケ⁽²⁾ヌム *muskennun* は其語義が示してゐる如く征服民より成り種族的にはシユメール人、アツカード人及其等の混血民であり、自由民ではあつたが政治的權利はもたず、其社會的地位もアウエールムより低かつた。ムシケケ⁽²⁾ヌムなる語は動詞 *kenu*「歸順する」の *shafel-piel* 形より派生した語で、「歸順者」「服屬者」の意味をもつてゐる。⁽¹¹⁾ ムシケケ⁽²⁾ヌムのうちには財産、奴隸を所有してゐる富裕なものも多かつた。シユメール人の制覇時代に、シユメール人によつて樹立せら

れたウル第三王朝時代に開けた世界貿易によつて巨利を博した都市ブルジョアは異人種たるセム族のアモリ人のバビロン第一王朝時代になつて、政治的社會的に不利な環境のうちにあつても、依然其經濟的勢力を増大擴張し、商業資本主義を發展さして行つた。都市ブルジョアはムシケケムム階級の中心要素であり、同時にバビロニア文化の創造負擔者であつた。

バビロン社會の最下層は奴隸階級より成立してゐる。奴隸の發生は氏族共同體社會の成立後と考へられるであらう。而して戰爭による捕虜が奴隸構成の主成分であつた。奴隸なる楔形文字は *NI.LA.IL* + *KUR* 即ち「男」と「山」との會意文字で、「山よりの男」換言すれば「他國人」を示す。シュメール語では *er*(*er*)と讀み、セム、バビロニア語では *wardum* と讀む。二年間は施肥せず、三年目に放羊して、其糞尿を肥料に用ふが如き簡單な施肥方法によつて一粒の小麥より五十粒乃至百粒の收穫が年二回行はれた⁽¹¹⁾兩河地方の沖積平野に於ては人口増加に伴ふ食料問題は起り得なかつた。必要なのは生産に従事する勞働力であつた。敵國よりの捕虜が奴隸化され、其勞働が強制されたのは自然であつた。奴隸人口の増殖のためには奴隸の妻帯が許されてゐる。女奴隸は *antum* (*sum. gene*) と呼ばれ、其文字は *SAL* + *KUR* 即ち「女」と「山」の會意文字で男奴隸と同様の發生性質をもつてゐる。兩河地方に於ては所謂「書かれたる歴史」時代の始まつた頃には奴隸制度は既に存在してゐた。奴隸は極く稀には奴隸主の慈悲によつて、多くの場合は彼自身の貯蓄した銀によつて自由を贖ひ解放民となるものもあつた。

アウエールム及ムシユケームに屬するものにして、負債或は重罪のため、奴隸に轉落するものも出てきた。ハンムラビ時代には此傾向が濃向となつて來たため、彼はアウエールムの奴隸への轉落を防止し、貴族主義擁護の意圖よりしてアウエールムが負債のため、奴隸となつた場合、其隸屬期間を三年に限り、第四年目には所有主は彼を解放せねばならぬことを其法典中（第一一七條）に規定してゐる。負債に基因するアウエールムの奴隸化はハンムラビ時代に於ては一時的性質のものとせられた。以上大體に於てバビロン社會に存在した三階級の構成要素に就いて略述したつもりである。

バビロン第一王朝の建國より約一世紀半を經過した第六代王ハンムラビ時代にバビロン王國の版圖は最大限度に擴張され、チグリス、ユフラテス兩河の全流域、即ち東方はエラム、北西方は小亞、地中海地方に及ぶ領域となつた。國力伸張、版圖擴大の行はれた割合にハンムラビ王の治世四十四年間の大部分は平和な時期であつたことはバビロン文化の發展上には好都合だつた。都市ブルジョアの活動を自由活潑ならしめるバビロン社會の商業資本主義化はハンムラビ王時代に愈顯著となり、政治的支配階級にして地主貴族たるアウエールム、殊に其内の中小地主を經濟的に壓迫し、彼等のうちに破産倒潰し、祖先傳來或は自己の武功によつて賜與された功田 *ḫe-ḫi-ḫi* を手放し、甚しきは奴隸に轉落するものさへ續出する状態となつた。よつてハンムラビはアウエールムの貧民化、奴隸化を防止し、貴族主義の威嚴を保持すべき幾多の方策を建てねばならなかつた。例へば貴族主義の威嚴保持

の一方方法としては、アウエールムの傷害罪に對してはアモリ人の遊牧時代の慣習法たりし、「目には目」齒には齒」式の所謂 *lex talionis* を適用するに對し、ムシケケースム以下には罰金刑を適用するが如き、(ハンムラビ法典、一九六——二〇五條)或はアウエールムの貧民化、奴隸化の防止策としては、アウエールムの所有する國王より賜與されたる功田其他一切の恩賜品即ち果樹園、邸宅、家畜の賣買を禁止、(三五—三八條)其所有者が戰場にて捕虜となり、賠償のため、これを手放さねばならぬ際には、神殿或はアウエールム中の資産家 *ekallim* が彼に代つて賠償し、功田等は依然彼の手に残ることが規定され、(三二條)奴隸轉落よりの救出策としては前述の如く、三年間といふ一時的隸屬の法規を立法してゐる。

かくしてアウエールム階級の貴族主義に伴ふ特權の確保はハンムラビ法典の制定によつて實現された。しかしハンムラビが彼自身法典の後論に於て宣言してゐる如く、「國王及臣民の共に遵守すべき」^(一三)國家憲法として、H. Schneider 教授の云ふ、バビロン國家を地上「最初の法治國家」たらしめたことは結局アウエールムの政治イデオロギーたる專制貴族主義に對するムシケケースム殊に都市ブルジョアジーの——當時彼等は政治的權利は有たなかつたが——政治イデオロギーたるべき法治主義の勝利を示すものであらねばならぬ。

こゝに考慮せねばならぬ一事はハンムラビ法がどの程度に王國內に實施せられたかと云ふことであ

る。これに就いてはハンムラビの書簡を始めとして、當時王國內にて行はれた契約證文、裁判上の判決文等の商業的法律的文獻の現存せるものがハンムラビ法の實施を確證して居る。又當該法典がバビロン第一王朝のみならず、兩河地方に興亡更替した國家の法制に重大なる影響を及ぼしたことは同法典が「ハンムラビの正義の法」*dīnā misarim ša Hammurabi* の名稱のもとに西方亞細亞に於て西紀前七世紀頃まで法學者によつて研究されてゐた事實によつても推察できる。(一五)

ハンムラビ法典の現存法文二五七ヶ條を分類するならば、(一)特權、軍事、行政等に關する法文一六ヶ條、(二)刑事關係の法文四六ヶ條、(三)民事關係のもの一九五ヶ條の多數に達し、中には家族法六七ヶ條、土地法二四ヶ條、而して商法に關するものは實に一〇四ヶ條の多きを占めてゐる。(一六) 刑法と民法中の家族法、土地法はアウエールム、ムシユケイヌム兩者に共通する法規であるが、一〇四ヶ條より成る商法は殆んど全部、都市ブルジョアー關係の法規である。我等はハンムラビ法典中に人類最初の資本主義組織の一個のタイプを見出すことが出来る。人類最初の法治國家、商業資本主義國家はハンムラビ時代のバビロニアに出現したと觀る H. Schneider 教授の見解は決して歪曲の見解ではないと信ずる。而してバビロン第一王朝治下のバビロニア社會に於ける *tappatum* の制度はかゝる商業資本主義的社會を背景として、資本の合資によつて、より大いなる利潤の獲得を期する都市ブルジョアジの資本主義的欲望の一表現に外ならなかつた。(一九三三、二一七)

- (一) 拙稿「古代メソポタミアの都市國家君主の稱號」ナシの起源に就いて」史學研究、昭和八年二月號を參照
- (一I) H. Schneider, Kultur und Denken der Babylonier und Juden, Leipzig 1910, SS. 90—1.
- (一II) Meissner, op. cit., S. 355.
- (一III) Johns, op. cit., p. 253.
- (一IV) Johns, op. cit., p. 253.
- (一V) Cambridge Ancient History, vol. I. p. 545.
- (一VI) Meissner, op. cit., S. 357.
- (一VII) L. W. King, History of Babylon, p. 163.
- (一VIII) C. H. W. Johns, The Laws of Babylonia and Laws of the Hebrew Peoples London 1914, p. 7.
- (一IX) *ibid.*, p. 7.
- (一X) Kohler und Ungnad, op. cit. Nr. 1067.
- (一XI) Delitzsch, Assyrisches Handwörterbuch, S. 313.
- (一XII) C. Edwards, The Hammurabi code, London 1921, p. 5.
- (一XIII) メソポタミア法典 裏面第二十五コマ三三行目以下
- (一XIV) H. Schneider, The History of World Civilization, London 1931, vol. I. p. 134.
- (一XV) Johns, op. cit., p. 2.
- (一XVI) S. A. Cook, The Laws of Moses and the Code of Hammurabi, London 1903, pp. 8—10.
- (一XVII) Schneider, op. cit., p. 134.